令和5年11月16日 子ども・若者部 児童相談支援課

## 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みについて

#### 1 主旨

令和6年4月に施行される改正児童福祉法において、児童相談所が関わる子どもの権利 擁護に係る環境整備について児童相談所設置市である区で行う業務として規定された。こ れらに関連する区における新たな取組内容について報告する。

### 2 経緯

- ・ 児童相談所が関わる子どもの権利擁護については、児童相談所等が行政処分(一時保護、施設の入所措置等)を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、令和4年6月に改正児童福祉法が成立したところである。(令和6年4月より施行)
- ・ 区では、今回の法改正への対応について、令和4年8月に児童福祉審議会の下に臨時 部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)(以下「臨時部会」と いう。)を設置し検討を行い、令和5年6月に「世田谷区児童福祉審議会臨時部会(児 童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)最終報告書」(以下「最終報告 書」)がとりまとめられたところである。(令和5年7月7日子ども・若者施策推進特別 委員会報告済)

#### 3 改正児童福祉法の概要

(1) 子どもの権利擁護に係る環境整備

都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすること、その他子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

(2) 児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等

都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定 発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施することとする。

(3) 意見表明等支援事業の体制整備

子どもの意見表明等を支援するための事業(意見表明等支援事業)を新たに法に定める事業として位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとする。

## 意見表明等支援事業

児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象とし、子どもの福祉 に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把 握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

※ 児童相談所設置市である世田谷区の場合、上記いずれも「都道府県知事」は「世田谷 区長」、「都道府県」は「世田谷区」と読み替える。

## 4 最終報告書で示された主な今後の方向性

- (1) 子どもの権利擁護の環境整備に関すること
  - ・ 児童相談所が関わる子ども、主に児童相談所の措置等に対する不満や不服に係る対応については、原則、児童福祉審議会措置部会(以下「措置部会」という。)を活用すること。また、一時保護の決定時・解除時や措置等の決定後の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しない場合における措置部会への意見聴取や、子ども本人による措置部会への申立ての仕組みを構築すること。
  - ・ 児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等が制度的アドボカシーとしての役割や、 子どもの意見表明等支援の重要性を十分に理解し、子どもの意見を踏まえた対応を行 うため、子どもの意見表明に特化した研修や説明会の実施など、子どもの意見表明等 支援に関する理解の促進に向けた取組みを進めること。
- (2) 児童相談所による意見聴取等措置に関すること
  - ・ 意見聴取等措置の実施については、国の指針等で示される内容に基づき適切に対応 するとともに、児童相談所が意見聴取等措置を行う際は、意見表明等支援事業につい て丁寧に説明し、意見表明の機会を実質的に確保できるよう取り組むことと。
- (3) 意見表明等支援事業に関すること
  - ・ 意見表明等支援事業は令和6年度から実施するものとして、区は報告内容を踏まえ、 さらなる検討及び必要な準備を進めること。
  - ・ ただし、事業を展開していくにあたっては、区内施設や区内里親等関係機関の理解と協力が必要であることや、他自治体との調整、意見表明等支援員の担い手の育成といった課題もあるため、事業を段階的に実施することや、実際に意見表明等支援員が活動を開始するまでに必要な準備期間を設定しながら詳細な実施内容を調整することなども含めて検討し、事業展開に係る課題一つひとつに丁寧に対応しながら取り組むこと。

## (参考) アドボカシーとは

子どもが自らの考えを整理することを支援したり、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言したりすること。児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等による「制度的アドボカシー」や、独立性を確保した意見表明等支援員による「独立アドボカシー」等の種類がある。

- 5 最終報告を踏まえた区としての新たな取組み(既存の取組みを含めた一覧は別紙1参照)
- (1) 措置部会への諮問事項の拡充
  - 一時保護や施設入所措置等という子どもの環境が変化する場面において、子どもの権利擁護の観点から、児童相談所の援助内容が子どもの権利擁護のために適切であることを担保するため、現在の措置部会への諮問事項に加えて、以下の事例についても、児童相談所は措置部会に意見を聴くこととする。
    - ① 一時保護の決定、解除について、児童の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例
    - ② 一時保護及び措置を決定する際は、児童相談所の援助方針と児童の意向が一致していたが、その後、児童の意向が当該児童相談所の援助方針と一致しなくなった事例

### 現在の措置部会への諮問事項

(部会から意見具申を受けるもの)

- ① 児童又はその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例(部会から助言を受けるもの①を除く)
- ② 児童相談所の援助方針について、児童や保護者の意向が確認できない事例
- ③ 児童福祉法第28条に基づく措置を行ったが、その後保護者の同意が取れ、当該児童を 家庭復帰させる事例

(部会から助言を受けるもの)

- ① 児童福祉法第28条第1項、第2項に基づく施設入所等措置の申立又は同措置の更新の申立を行う事例
- ② 民法第834条に基づく親権喪失、同第834条の2に基づく親権停止及び同835条 に基づく管理権喪失の請求を行う事例
- ③ 部会から意見を聴取した事案について、部会の意見とは異なった措置を行った事例
- ④ その他、児童相談所長が必要と判断した事例

## (2) 子ども本人から措置部会への申立て及び調査員制度の構築

- ・ また、これまで措置部会は児童相談所が部会へ諮問を行う形で意見を聴取してきたところであるが、これに加え、子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における措置部会への申立制度を構築する。申立ては子ども本人のほか、意見表明等支援員が子どもに代わって行うこともできるものとする。また、申立方法として、電話、メール、はがきのほか、インターネット経由で申立てができるよう窓口を整備する。
- ・ 子ども本人から措置部会への申立てがあった場合に、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、外部の児童相談所経験者や弁護士等を「(仮)子どもの権利擁護調査員」として委嘱する。(申立てから子ども本人へのフィードバックまでの対応フローは別紙2のとおり。)

## (3) 意見表明等支援事業の実施

- ・ 意見表明等支援事業を新たに区が行う事業として位置づけ、令和6年度から外部委託で実施するものとする。令和6年度については、まずは、区児童相談所一時保護所での活動実施を目指して受託者、児童相談所及び一時保護所と丁寧な意見交換と協議を行った上で実施することとする。
- ・ 加えて、区内児童養護施設や区内の里親家庭で生活している子どもへの事業展開に向けて、受託者、児童相談所、施設や里親等と丁寧に意見交換と協議を進め、準備が整ったところから、令和6年度中にモデル実施することも含め、段階的に事業のさらなる展開を図っていく。
- ・ 他自治体が管轄する施設や里親家庭に措置されている子どもへの事業展開に向けては、適切な実施のあり方について東京都及び特別区児童相談所設置区をはじめとする関係自治体と調整を進めていくこととする。

#### 6 区における意見表明等支援事業の概要

#### (1) 対象者

施設入所中、里親養育委託中、在宅で児童福祉司指導中の子どもなど、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども。

(2) 実施方法

外部委託による。受託者はプロポーザルにより選定するものとする。

(3) 受託者の実施体制

受託者は事業実施にあたり以下の体制を整備するものとする。

① 意見表明等支援員の配置

事業実施にあたり、複数名の意見表明等支援員を配置する。なお、意見表明等支援 員の担い手に弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格等の基礎資格は不要とするが、 多様な子どものニーズに対応できるよう、様々な年齢や性別、属性(学生、社会人、 社会的養護経験者など)から人材を確保することに留意する。

② スーパーバイズ機能の整備

有資格者(弁護士、社会福祉士等)や学識経験者などをスーパーバイザーとして配置し、意見表明等支援員が過大な負担を背負わないよう相談に応じるとともに、意見表明等支援員の指導、教育を行う。

### (4)業務内容

受託者は以下の業務を実施するものとする。

- ① 意見表明等支援員の養成
  - ・ 受託者は意見表明等支援員を確保し養成する。また、養成に係る人材育成を実施 するにあたっては、区が定める到達目標を踏まえ、研修プログラム等を策定し計画 的に実施する。
  - ・ 意見表明等支援員は、子どもとの信頼関係の構築、子どもへの権利啓発、子ども の意見の傾聴、子どもの意見形成支援、子どもの意見表明支援、子どもの意見の代 弁を役割として活動を行う。(意見形成支援から意見の代弁、本人へのフィードバ

ックまでの基本的な流れは別紙3、意見表明等支援員の役割の詳細については別紙4に記載のとおり。)

- ② 事業実施に係る児童相談所、一時保護所、区内児童養護施設・里親等との事前調整・ 事業を実施するにあたっては、児童相談所、一時保護所や施設等に対して、区と協力しながら調整会議を開催し、事業の趣旨等を説明するとともに、個々の実施方法(定期訪問の頻度、訪問時間、子どもの意見の伝達方法、子どもへのフィードバックにかかる役割分担、子ども等からの要請に基づく活動の実施方法等)を調整する。
- ③ 一時保護所、区内児童養護施設・里親等への定期訪問(訪問アドボカシー)
  - ・ 各施設等との事前調整が済み次第、順次定期的な訪問活動を実施する。意見表明 等支援員は定期訪問を繰り返す中で、子どもとの信頼関係を構築しながら、必要な 対応を行う。

### 【活動頻度】

一時保護所 月に2回、1回あたり2時間程度を基本とする。(その他要請に応じて対応する。) 区内児童養護施設・里親等 意見交換等を踏まえながら個別に調整

- ④ 子どもや関係者からの要請に基づく活動
  - ・ 電話、メール、SNS、一時保護所意見用紙等を介して子ども(在宅ケースを含む)からの訪問要請や、児童相談所などの関係機関から子どもへの訪問要請があった際には、速やかに対応する。
- ⑤ アクセス手段の確保及び広報物の作成
  - ・ 受託者は子どもが円滑に意見表明等支援事業を利用できるよう、電話やメール、 SNS、一時保護所意見用紙等を活用しながら、アクセス手段を確保する。
  - 事業の子どもへの周知にあたっては、わかりやすいパンフレットや映像その他の 広報媒体なども活用しながら広報物を作成の上、周知する。
- ⑥ 児童相談所職員等への子どもの意見表明等に係る研修実施
  - ・ 児童相談所職員(一時保護所職員含む)、区内児童養護施設職員や区内里親等に対し、意見表明等支援事業の内容や制度的アドボカシーの役割として、児童相談所職員等が子どもの意見等を把握した際に必要となる対応などについて研修を実施する。
- ⑦ 区内子どもの権利擁護実施機関との連絡会への参加
  - ・ 受託者は、区が開催する子どもの権利擁護機関(児童相談所、せたホッと、措置 部会、一時保護所第三者委員、意見表明等支援事業者等)が一堂に会した連絡会に 参加し、意見交換や対応協議を行うなど、機関同士の連携強化を図る。
- (5) 事業実施後における評価検証

意見表明等支援事業実施後、区は定期的に事業の評価検証を行い、さらなる適切な運用のあり方について検討するものとする。

## 7 経費

## 【歳入】

国庫補助 5,595千円 (児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 補助率 1/2)

## 【歳出】

報償費 1,400千円((仮)子どもの権利擁護調査員報償費)

事業委託料 14,862千円(意見表明等支援事業委託料)

合計 16,262千円

8 今後のスケジュール (予定)

令和5年12月~ プロポーザルによる事業者選定開始

令和6年 3月 プロポーザルによる事業者選定

4月~ 契約締結、一時保護所及び施設等との事前調整

子どもの権利擁護調査員委嘱

5月 子ども・若者施策推進特別委員会(選定事業者の報告)

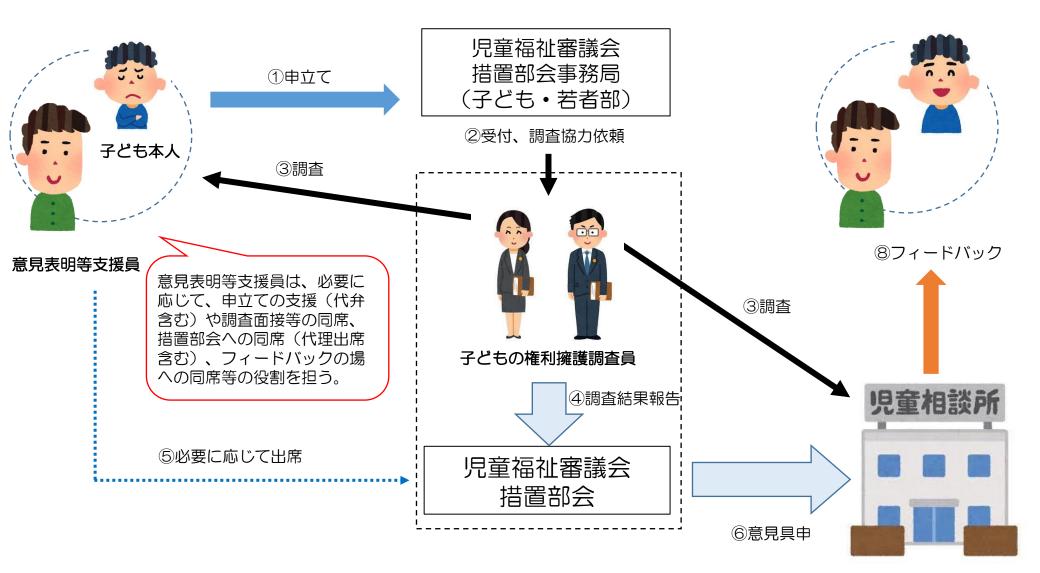
7月 一時保護所での活動開始

令和6年度中 区内児童養護施設・里親等へのモデル事業実施

# 児童相談所が関わる子どもの権利擁護の取組み一覧

分類	取組み	新規 ・ 拡充	内容
児童相談所	子どもの意向確認	ı	一時保護を含め、児童相談所の援助方針は、あらかじめ子ども の意向を確認の上、決定。(令和6年4月から義務化)
一時保護所	一時保護所のしおり	Ι	一時保護所入所時に、一時保護所職員が一時保護所のしおりを 活用して一時保護所内の生活、悩みがある場合の相談方法を説 明。
	意見箱	ı	一時保護所内に意見箱を設置し、子どもが誰にも見られずに自 身の意見を職員や子どもの権利擁護機関、一時保護所第三者委 員等に相談できる仕組み。
	子ども会議、職員による子 どもの意見を聴く会	ı	定期的に子ども会議を開催し、一時保護所内の基本的なルール を子ども自身が話し合い決める取組みや、職員による子どもの 意見を聴く会を実施し、子どもが一時保護所内での生活におけ る不満や意見を直接一時保護所職員に話す機会を構築。
	第三者委員	I	一時保護所第三者委員が定期的に一時保護所を訪問し、子ども からの相談を受け付けるとともに、子どもの権利擁護と福祉 サービスの質の向上の視点に基づく助言を行う。
	外部評価	ı	一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるか を含めた第三者による外部評価を定期的に実施。
施設・里親等	意見表明等支援事業	新規	定期的又は子ども等からの要請に応じて意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、子どもの意見形成支援、 意見表明支援、意見の代弁を行うなど、子どもへ必要な支援を 行う。
	子どもの権利ノート、相談 はがき	_	施設等に措置される子どもに対して、児童福祉司が子どもの権利ノートを活用しながら施設等での生活、権利について説明。 権利ノートに、悩みがある場合の相談先の記載や、せたホッと に相談するためのはがきを同封。
	苦情箱(施設のみ)	-	一時保護所(意見箱)と同様。
	第三者委員(施設のみ)	_	一時保護所と同様。
	外部評価(施設のみ)	-	一時保護所と同様。
児童福祉審議会 措置部会	措置部会への諮問	_	子どもや保護者の意向と児童相談所の援助方針(措置内容)が 一致しない場合等に、児童相談所が措置部会へ諮問し、意見を 聴く。
		拡充	既存の諮問事項に加え、下記の事例についても措置部会へ諮問し、意見を聴く。 ・一時保護の決定、解除について、子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例 ・一時保護や措置の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しなくなった事例。
	措置部会への申立て	新規	子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における 措置部会への申立制度を構築。申立てがあった場合に調査を行 う「(仮)子どもの権利擁護調査員」を新設。

# 子ども本人から措置部会への申立て及び調査員制度のイメージ



⑦意見を踏まえて 援助方針検討

(1) 子どもの話を聴き、子どもの意見がまとまるよう 支援する(意見形成支援)





意見表明等支援員

※意見表明等支援員が子どもの話を聴き、意見形成支 援を繰り返し行う中で、子どもが意見表明の意向があ る場合に②以降の対応が生じる。

④ 意見表明等支援員は対応結果を踏まえて改めて 子どもの話を聴き、子どもの意見がまとまるよう支援 する (意見形成支援)





②-1(自ら表明する場合) 子どもが意見を表明するための 支援を行う(意見表明支援)





児童相談所職員、 施設職員、里親等

②-2(自ら表明できない場合) 子どもの代わりに意見表明等支援員が 子どもの意見を表明する(意見の代弁)



意見表明を受けた機関は子どもの意見を受け止め、対応を検討し、子どもに 結果をフィードバックする。





※必要に応じて、意見表明等支援員がフィードバックの場への同席やフィード バック自体を行うことも想定する。

(別紙4)

#### 最終報告書「(別添) 意見表明等支援事業の大枠(抄)」

#### (6) 意見表明等支援員の役割

#### ① 子どもとの信頼関係の構築

子どもが意見表明等支援員の役割を理解し、意見が言いやすくなるよう、子どもとの信頼関係の構築に努めるものとする。具体的には、子どもが生活する空間に意見表明等支援員の写真入りポスターや似顔絵を掲示して、親しみが持てるような自己紹介をすることや、遊び、勉強、食事や施設等でのイベントに子どもとともに参加するなどの取組みを行うものとする。

#### ② 子どもへの権利の啓発

子どもが自らの思いを表現するためには、思いをいつでも自由に伝えてよい権利(意見表明権)が 子ども自身にあると知ることが重要である。そのため、意見表明等支援員は、子どもに対して意見表明等支援事業や意見表明等支援員の存在や役割の説明のほか、子ども自身の意見表明権をはじめ、子どもの権利条約で掲げられた権利に関する啓発も併せて行うものとする。

#### ③ 子どもの意見の傾聴

意見表明等支援員は、子どもが成育環境の影響を受けながら形成されてきた性格、心身の状況、成長・発達の状況、特性等に配慮して子どもの意見や気持ちを傾聴するものとする。また、意見表明等支援員は子どもが安心して自分のペースで本音を話せるように、じっくり傾聴しようとする態度を示し、安全な場所を選定して、子どもから表出される意見を丁寧に確認しながら、子どもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるように傾聴するものとする。

#### ④ 子どもの意見形成支援

意見表明等支援員は、子どもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるよう一緒に考える。特に、表明したい気持ちの言語化を苦手としている子どもや、意見をまとめることが苦手な子どもなどに対して、意見表明等支援員は、子どもが納得のいくまで面談を実施するなど十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする。

#### ⑤ 子どもの意見表明支援

意見表明等支援員は、子どもが意見を表明するための支援を行う。例えば、意見表明の方法が決定した際、子どもの気持ちに配慮しながら、具体的な意見表明の方法について、子どもと一緒に練習するなど、必要な支援を行うものとする。なお、意見表明支援の過程で、子どもが支援を受けたくないと思った場合には、その意思を尊重して中止するものとする。

#### ⑥ 子どもの意見の代弁

意見表明等支援員は、子ども自身が意見表明を行えない場合や子ども自身が希望する場合には、子どもに代わり意見を表明する。

また、結果のフィードバックは原則として対応機関が行うことになるが、子どもが希望する場合等、 必要に応じて、意見表明等支援員がフィードバックの場への同席やフィードバック自体を行うことも 想定する。これらの対応に係る調整についても、意見表明等支援員が子どもの意向を踏まえるととも に、対応機関と連携しながら行う。なお、意見表明等支援員自身がフィードバックを行う際は、子ど もを説得する立場にならないよう留意するものとする。